



# Aoba NEWSLETTER

V o l . 93

2023年02月15日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉グループ拠点：

香港：香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心 3 階 301 室

TEL：(852)2850 8990                      FAX：(852)2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10)6522 8158                      FAX：(86-10)6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20)3878 5798                      FAX：(86-20)3878 5337

# 目次

外商投資奨励産業リスト(2022年版).....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	6
一部税金徴収管理サービス事項の最適化に関する通知.....	7
【背景】.....	7
【影響】.....	7
【主要内容】.....	7
【法規リンク】.....	9
商務部: 対外貿易経営者の届出登記の廃止.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	11
個人所得税関連優遇政策の継続実施に関する公告.....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【内容】.....	12
【法規リンク】.....	12
中国政府が増値税小規模納税者の増値税減免等の政策を継続的に実施.....	14
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主要内容】.....	14
【法規リンク】.....	15

# 外商投資奨励産業リスト(2022年版)

## 【背景】

国務院の承認を経て、中国国家発展改革委員会と商務部は2022年10月28日に政令第52号を公布し、「外商投資奨励産業リスト(2022年版)」(以下は「奨励リスト」という)を全面的に公布し、2023年1月1日より施行することとした。

## 【影響】

「奨励リスト」の改定版の発行は、外資系企業を更に安定させるという党中央委員会と国務院の決定と配置を実施するための重要なステップである。今回の改定では、既存の奨励政策の基本的な安定性を維持することを前提に、「投資総額増加、産業構造最適化」の原則に基づき、外資系企業の奨励投資範囲を更に拡大する。奨励リストは、中国における重要な外資系企業の投資促進政策であると同時に、外資系企業にとっても重要な産業・地域政策である。奨励リストに適合する外資プロジェクトは、法律・行政法規又は国務院の規定に従って、税収及び土地使用における優遇措置を受けることができる。

## 【主要内容】

「奨励リスト」の改定版は2020年版の構成を引き継ぎ、全国を対象とする「全国外商投資奨励産業リスト(以下「全国リスト」という)」と、中西部、中国東北部、海南省を適用対象とする「中西部地区<sup>1</sup>外商投資優位性産業リスト(以下「中西部リスト」という)」の2部構成となっている。全国リストは、項目数の増加と目録産業構造の最適化を基本に、製造業の高品質な発展を中心に、技術の交代・高度化の推進を加速させることを目標としている。中西部リストは、各地の自然資源の賦存量と産業条件を考慮し、地域の状況に基づいて関連項目を追加・拡大し、外資投資の地域配置を更に最適化することを目指している。今回の主な改定内容は以下の3点となる。

---

<sup>1</sup> 中西部リストの中西部地域とは、山西省、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区を指す。地理的には中西部地域と東北部地域が含まれている。(Jetroの記事から引用)

### 一、先進的な製造業への投資を引き続き奨励する。

全国リストは、引き続き製造業を外資系企業の奨励投資の重点とし、産業チェーンやサプライチェーンをレベルアップさせ、技術の交代・高度化の推進を加速させることを目標としている。

林業・木質バイオマスエネルギーの新技术・新製品の開発、生産及び応用、医薬製造業に関する消耗品の開発、生産、ハイテク非鉄金属材料及びその製品の生産、高性能フォトレジストの開発、生産、グロー放電質量分析計の開発、生産などの項目が新規また改定で追加された。

### 二、近代的なサービス産業への外資投資を引き続き誘致する。

全国リストはサービス業の発展の質を高め、サービス業と製造業の融合発展を促進することを改訂の重点としている。低炭素・環境保護・グリーン・省エネルギー・節水の先進的なシステム統合技術及びサービス、専門設計サービス、専修学校、人的資源サービス、クリーン生産評価認証及び審査などの項目が新規また改定で追加された。

### 三、中西部・東北部地域の優位産業への外資投資を引き続き誘致する。

中西部地域と東北部地域は独特の自然資源と産業の優位性を持っているため、「奨励リスト」は当地の優位性に合わせて、各省の状況を全面的に考慮し、中西部リストの項目を大幅に増やした。

例えば、山西、遼寧、安徽、寧夏などの省・自治区ではスマートフォン、タブレットなどのスマートデバイス製品と重要な部品の生産、衣類付属品の加工生産、機能性エコ再生ポリエステルフィラメントの研究開発と生産、液晶表示材料と有機エレクトロルミネッセンス表示材料の製造などの項目が新たに増加された。

内モンゴル、江西、貴州、黒竜江などの省・自治区では、クリーン・コール・テクノロジー製品の開発と利用、庭園用の花卉の初級または精深加工、富セレン農産物の栽培、黒土保護利用技術の研究開発・イノベーションなどの項目が新たに追加された。

チベット、新疆ウイグル、雲南、青海などの省・自治区では、商業チェーン経営、砂漠経済産業、越境物流、自然観光資源の保護目的の開発と経営などの項目が新たに追加された。

【法規リンク】

中国国家発展改革委員会（発改委）及び商務部による「外商投資奨励産業リスト 2022 年版」の公布

<http://www.mofcom.gov.cn/article/xwfb/xwrcxw/202210/20221003363087.shtml>

# 一部税金徴収管理サービス事項の最適化に関する通知

## 【背景】

近年、中国の税收制度改革は深化されつつも、税金徴収管理制度は継続的に最適化されている。納税サービスや税務執行の規範性、利便性、正確性を継続的に向上させ、税務監督体系を改善し、市場化、法治化、国際化のビジネス環境を構築し、市場主体の発展をより一層によくするため、2022年12月29日に、国家税務総局は、一部税金徴収管理サービス事項の最適化に関する通知を公布した。「税務システムの「放管服」<sup>2</sup>改革を更に深化させ、基礎税金徴収管理業務を規範化し、変更登記、省を跨ぐ移転業務などの税務サービスを最適化にするべく。」

## 【影響】

効率的で便利な、より良い環境を備えた税收現代化の建設を加速させることは、企業の困難を緩和することに焦点を当て、市場主体の活力を解放し、発展情報を後押しし、サービス方法を革新化させ、税務業務の資源を最適化にし、無差別なサービスから洗練的、知能的、個性的なサービスへの転換を実現することができる。「優遇政策の極めて迅速な提供、税務関連事項の極めてシンプルな処理、優れた税務業務処理の体験」をし、「問題回答」から「問題解決」への転換を実現させる。

## 【主要内容】

### 一、変更登録プロセスの簡素化

調整実施情況：

(一) 登録情報の自動変更。2023年4月1日から、納税者は市場監督部門において法律に基づき、登録変更を行った後、税務機関に登録変更情報を報告する必要がなくなり、各省、自治区、直轄市及び計画都市の税務機関（以下、各省税務機関と略称）は、市場監督部門から共有された変更登録情報に基づき、金税三期コア徴収管理システムで（以下、コア徴収管理システムと略称）自動的に変更登録を行うことになる（添付1）。異常、異常抹消などの状態にある納税者が登録情報を変更した場合、正常状態に戻ったときにコア徴収管理システムで自動的に変更される。

<sup>2</sup> 「放管服」改革とは、「放」：行政の簡素化・分散化、参入障壁の低減、「管」：規制の革新、公正な競争の促進、「服」：行政サービスの効率化、利便性のある環境の構築、ということを指す。

(二)オートアラート送付サービス。納税者の変更登録申請に関するアラート、リマインダー事項について、税務機関が電子納税局を通じ、的確に納税者に送付し、リマインダーする。後続管理事項について、コア徴収管理システムから、税務担当官に、ToDoメッセージが送付され、リマインドされる。

(三)登記変更業務の適切処理。2023年4月1日以前に市場監督部門で登録変更を行ったがまだ税務部門で登録情報を変更していない納税者に関し、各省税務機関より、市場監督部門が共有する情報に基づき、種類やロットに分け、登録情報変更を行う。

## 二、省を跨ぐ移転に関する税務サービスプロセスの最適化

調整実施の状況：

(一)転出プロセスの最適化。納税者が他の省に移転する場合、市場監督管理部門に住所変更登記を完成した後、転出地の主管税務機関に「省(市)を跨ぐ移転に関する税務該当事項報告表」を記入・報告する必要がある。発票と税金統制システムを既に返納し、税金(費用)、滞納金及び罰金を清算し、且つ、その他の未処理税務関連事項が存在しない納税者に対して、税務機関は『省(市)を跨ぐ移転税收徴収管理情報確認表』を発行し、納税者に転入先で承継・継続的に享受する関連資質及び、権益等の情報、及び規定期限内に納税申告義務を履行することを納税者に通知する。納税者が確認した後、税務機関は即時に転出手続きを行い、関連情報を転入先の税務機関に通知する。

(二)転入プロセスの最適化。転入先の主管税務機関は納税者の情報を受け取った後の1営業日以内に主管税務所の割り当て、税(費)目の認定を完了し、かつ規定の期限内に転入先に納税申告を行うことを納税者に通知しなければならない。

(三)関連事項を明確にする。納税者の以下の情報は転入先に引き継ぐ。納税者の基礎登録、財務会計制度の届出、納税担当者実名の収集、増値税一般納税者の登記、増値税発票種類の査定、増値税専用発票の最高発行限度額、増値税即時徴収・即時還付資格、輸出税金還付(免除)の届出、発生済の納税者信用評価などの情報。

### 三、市場監督管理部門との登記業務の提携を強化する。

調整実施の状況：

各省税務機関は市場監督管理部門が共有の抹消登記、営業許可証の取り消し、設立登記の取り消しに関する情報に基づき、核心徴収管理システムで自動的にデータ標識を行う。市場監督管理部門での登録抹消を行い、税務部門で税務抹消手続きを行っておらず、かつ正常な状態にある納税者に対して、主管税務機関は税務抹消を適時に行うことを納税者に通知しなければならない。期限を過ぎても処理しない場合は、市場監督管理部門に法律に基づいて処理するよう要請することができる。

当該通知は 2023 年 4 月 1 日より実行される。

#### 【法規リンク】

「国家税務総局による一部税金徴収管理サービス事項の最適化に関する通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5183506/content.html>

# 商務部: 対外貿易経営者の届出登記の廃止

## 【背景】

2022年12月30日、第13期全国人民代表大会常務委員会第38回会議で、「中華人民共和国対外貿易法」の改正に関する決定<sup>3</sup>(以下「決定」と略称)が可決され、「中華人民共和国対外貿易法」の第9条の対外貿易事業者の届出登記に関する規定が削除された。同決定に基づき、2022年12月30日から、各地方の商務主管部門は、対外貿易事業者の届出登記の業務を停止した。

## 【影響】

輸出入許可証、技術輸出入契約登録証明書、関税割当枠(クオータ)、国有貿易資格などの関連書類や資格を申請する市場主体<sup>3</sup>に対して、関係部門は対外貿易経営者の届出登記書類の提出を要求しないこととなった。これは、対外貿易の経営管理分野における大きな改革措置であり、中国政府が貿易の自由化と円滑化を着実に推進するための重要な制度改革でもあり、また、ビジネス環境を更に最適化し、対外貿易市場の成長潜在力を強化し、貿易発展の質及び対外開放のレベルを向上させることに役立つ。

## 【主要内容】

第13期全国人民代表大会常務委員会第38回会議で、「中華人民共和国対外貿易法」の第9条の規定:「物品の輸出入または技術の輸出入を行う対外貿易経営者は、国務院管轄の対外貿易主管部門またはその委託先の代理機関にて届出登記をしなければならない。ただし、法律、行政法規及び国務院管轄の対外貿易主管部門により、登記不要と定められた場合は、対象外となる。届出登記の具体的な方法は、国務院管轄の対外貿易部門より規定される。対外貿易経営者が規定に従って届出登記を行わなかった場合、税関は輸出入貨物の通関手続きを行わせないこととする。」を削除することが可決された。

「中華人民共和国対外貿易法」は、「決定」に従って改正され、条目の順番が適宜に調整された上で、再公表される予定である。

<sup>3</sup> 市場主体: 中国国内で営利を目的とした経営を行う自然人、法人、非法人組織の総称。

**【法規リンク】**

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國對外貿易法」の改正決定について

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202212/1fb87c771e914c30918cf750b69cbaa6.shtml>

# 個人所得税関連優遇政策の継続実施に関する公告

## 【背景】

企業のイノベーション発展と資本市場の対外開放を支援するため、一部の個人所得税関連優遇政策の継続実施が明確にされた。

## 【影響】

個人所得税に関わる優遇政策の継続実施は、労働者と企業が利益を共有するモチベーション向上制度の構築を支援でき、企業の人材確保及び人材の活用にとって有利である。

## 【内容】

企業のイノベーション発展と資本市場の対外開放を支援するために、下記の個人所得税の関連優遇政策の延長継続が明確にされた。

一、「財政部及び国家税務総局による年一回賞与等の個人所得税優遇政策施行の延長継続に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]42号)に規定した上場企業ストックインセンティブの個別課税計算の優遇政策<sup>4</sup>は、2023年度1月1日より2023年度12月31日まで継続実施する。

二、「財政部、国家税務総局および証券監督管理委員会による、上海-香港、深セン-香港の株式市場取引の相互運用メカニズムおよび本土と香港のファンドの相互承認に関連する個人所得税政策の継続実施に関する公告」(財政部、国家税務総局、証券監督管理委員[2019]93号)の中に規定した個人所得税優遇政策<sup>5</sup>は、2023年度1月1日より2023年度12月31日まで継続実施する。

## 【法律リンク】

財政部、国家税務総局による個人所得税の優遇政策の継続実施に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5183687/content.html>

上場企業ストックインセンティブに係る個人所得税の優遇政策

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/c102175/c5178952/content.html>

<sup>4</sup> 上場企業ストックインセンティブの個別課税計算の優遇政策: 中国納税居民が取得した上場企業のストックインセンティブ収入は、関連政策条件に合致する場合、当年の総合所得に算入せず、単独で納税額を計算する政策

<sup>5</sup> 当個人所得税優遇政策: 本土における個人投資者が、「滬港通(上海・香港ストック・コネク)」、「深港通(深セン・香港ストック・コネク)」を通して香港取引場の上場株式の投資・譲渡によって得た所得、及びファンド相互承認を通して香港ファンド部分の売買によって取得した所得は、個人所得税が免除される。

「財政部、国家税務総局および証券監督管理委員会による、上海-香港および深セン-香港株式市場取引の相互運用メカニズムおよび本土と香港のファンドの相互承認に関連する個人所得税政策の継続実施に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5140560/content.html>

# 中国政府が増値税小規模納税者の 増値税減免等の政策を継続的に実施

## 【背景】

中小零細企業の税負担を軽減するため、財政部、税務総局の両部門は共同で「増値税小規模納税者の増値税減免などの政策の明確化に関する公告」(財政部 税務総局公告 2023 年第 1 号)を公布したほか、国家税務総局は「増値税小規模納税者の増値税減免などの政策に関する徴収管理事項の公告」(国家税務総局公告 2023 年第 1 号)を公布し、増値税小規模納税者の増値税減免などの政策を明確にした。

## 【影響】

「増値税小規模納税者の増値税減免などの政策の明確化に関する公告」と「増値税小規模納税者の増値税減免などの政策に関する徴収管理事項の公告」は本質的に中小零細企業の税負担を軽減することにより、企業資金を大量に節約し、企業の資金負担を軽減させる。これにより中小零細企業の効果的な運営を促進し、操業再開を推進する。

## 【主要内容】

### 増値税小規模納税者の増値税減免などの政策の公告

一、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、月次売上高が 10 万人民币元以下の増値税小規模納税者に対し、増値税が免除される。

二、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、増値税小規模納税者として 3% の税率を適用する増値税課税対象売上収入に対し、1% の税率で増値税を納付する。3% の予定納付税率を適用する予定納付増値税項目に対し、1% の税率で増値税を予納する。

三、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、増値税の加算控除政策は下記規定に基づき実行される：

(一) 郵政・電信・現代・生活サービスの提供により取得した売上高が全売上高の 50% 超となる生産性サービス業納税者は、当期の控除可能な仕入税額を 1.05 倍 (5% 加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められる。

(二)生活サービスの提供により取得した売上高が全売上高の 50%超となる生活サービス業納税者は、当期の控除可能な仕入税額を 1.1 倍(10%加算)にして仕入控除の適用を受けることが認められる。

(三)納税者が加算控除政策のその他の関連項目を適用する場合、「財政部 税務総局 税関総署の増値税改革の深化に関する政策の公告」(財政部 税務総局 税関総署公告 2019 年第 39 号)、「財政部 税務総局の生活性サービス業の増値税加算控除政策の明確化に関する公告」(財政部 税務総局公告 2019 年第 87 号)などの関連規定に従う。

四、本公告の規定に従って減免対象となる増値税は、本公告公布前の時点で既に徴収された場合、これからの納税年度における納税額の控除または還付されることが可能である。

#### 【法規リンク】

「増値税小規模納税者の増値税減免などの政策の明確化に関する公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5183530/content.html>

「増値税小規模納税者の増値税減免などの政策に関する徴収管理事項の公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5183540/content.html>

「財政部 税務総局 税関総署の増値税改革の深化に関する政策の公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n4016641/n4016661/c4162236/content.html?d=1554773536386>

「財政部 税務総局の生活性サービス業の増値税加算控除政策の明確化に関する公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5137752/content.html>

「国家税務総局の国内旅客輸送サービスの仕入増値税控除などの増値税徴収管理問題に関する公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5136976/content.html>